

ふれあい緑化事業実施要綱

趣 旨

公益財団法人かながわトラストみどり財団（以下「財団」という。）は、当該年度の「緑の募金」の募金額をもとに市町村、地域住民、ボランティア団体等の自主的な植樹活動等に関する事業（以下、「ふれあい緑化事業」という。）の助成金交付に必要な事項を定める。

1 対象事業

- (1) 公共的な場所の緑化のための、植樹活動や植栽木の手入れ
- (2) 苗木の配布
- (3) 森林整備活動（地拵え、植栽、下刈、除伐、枝打、間伐等）
- (4) その他、緑の募金の目的にてらし、適当と認められる事業

2 対象経費

- (1) 植樹や植栽木の手入れのための経費（苗木代、支柱代、土・肥料代、運搬代、看板設置代など）
- (2) 苗木配布のための経費（苗木代、運搬代など）
- (3) 森林整備のための経費（森林整備に必要な道具類の購入代など）

3 事業規模

事業額の予算は、当該年度の緑の募金の実績に基づいて定めるものとする。

4 助成金交付の申請

助成金の交付を受けようとする市町村やボランティア団体等は、交付申請書（様式1）を財団理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

5 交付の決定

理事長は助成金の交付申請があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めた時は予算の範囲内で助成額を決定し、申請者に交付の決定を通知するものとする。

6 事業完了報告

交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、理事長へ完了報告書（様式2）を提出するものとする。

7 助成金の額の確定と交付

- (1) 理事長は、前項の報告を受け、報告書の内容を審査し適当と認めたときは、助成金の額を確定するものとする。
- (2) 理事長は、助成金の額の確定を行った時は、すみやかに助成金を交付するものとする。
- (3) 交付の決定を受けた者は必要がある場合に限り、決定見積書（写し）を添えて理事長に支払い先（当該事業実施者）の指定を申し出ることが出来るものとする。
- (4) 理事長は交付の決定又は、支払い先（当該事業実施者）の指定を受けた者の請求書に基づき支払うものとする。

8 表示板の設置等

事業の実施にあたっては、植栽箇所に表示板を設置する等により、ふれあい緑化事業であることを明示することとし、その方法については別紙のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成 8 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

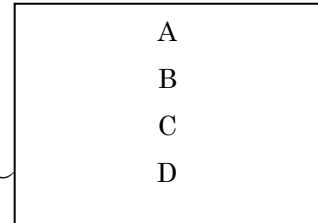
この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

表示板の設置等

緑の募金による緑化事業であることを明示するため、次の方法を参考にし、表示板の設置等を行うものとする。

1 表示板

- (文言) A 緑の募金によるふれあい緑化事業
B みどりの大切さを多くの人々に知っていただき、
みどり豊かなまち（森林）づくりを進めるため、
（ボランティア団体名）の皆様のご協力により植樹した
ものです。
C 平成 年 月
D (公財)かながわトラストみどり財団



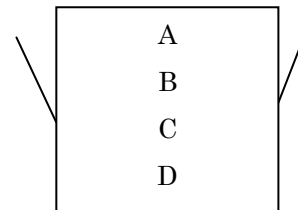
2 標柱

- A 緑の募金によるふれあい緑化事業
B 申請者名（市町村名、ボランティア団体名）
C 平成 年 月
D (公財)かながわトラストみどり財団



3 樹木ラベル（幹装着式）

- A 緑の募金によるふれあい緑化事業
B 樹種名
C 平成 年 月
D (公財)かながわトラストみどり財団



4 実施要綱2の(2)(3)に該当する事業の実施にあたっては、何らかの方法で緑の募金によるふれあい緑化事業であることを明示すること。